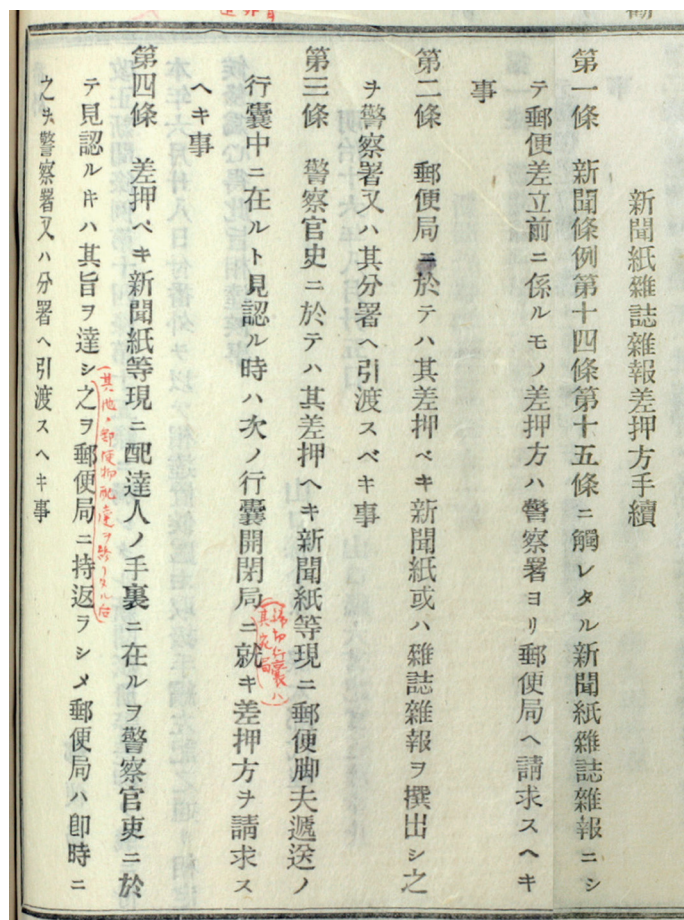


高まる自由民権運動（新聞紙条例）



* 明治期山口県布達類103「山口県布達達書」（明治16年8月25日付番外「新聞紙・雑誌・雑報差押方手續」

解説

藩閥政府に反発し、国民の政治参加を求めた自由民権運動の広がりに対して、政府は1875（明治8）年に「新聞紙条例」、1880（明治13）年に「集会条例」を出すなどして、政府批判の言論や集会を封じ込めようとしていました。

写真は、1883（明治16）年、新聞紙条例改正のおりに、発売禁止となった新聞等の差押え方を県から郵便局へ通達したものです。これによると、新聞紙条例により発売禁止となった新聞紙、雑誌、雑報の差押え方は、（1）該当の新聞紙等が、配達前であれば警察署から郵便局へ差押えの請求をする、（2）郵便局は該当の新聞紙等を選び出して警察署または分署に引き渡す、

（3）該当の新聞紙等が逋送中の行囊（郵便袋）の中にある場合には、次に行囊を開ける局に対して差押えの請求をする、（4）該当の新聞紙等が既に配達人の手元にあり配達中の場合には、配達人にその旨を伝え、他の郵便物を配達し終えた後に、郵便局に持ち帰らせ、警察署または分署に引き渡す、となっていました。

様々な状況を想定した差押え手順を用意しておくことで、新聞紙条例を徹底させようとしていたことがわかります。新聞紙条例は1909（明治42）年に公布された「新聞紙法」に引き継がれ、戦前において言論の自由を制限しました。

* 1878（明治11）年12月12日付の「集会取締方の事」は1880（明治13）年制定の集会条例に先立つもので、「政談・講学を目的とし衆を集めて演説若しくは論議する者」は、会合の趣旨や場所・日時を明記して、3人以上の連名で事前に届けることとしています。（明治期山口県布達類31「山口県布達達書」甲386）